



オアシス登録の呼びかけ

高齢者・障害者問題がますます重要課題となっている。東京家裁でも、成年後見等申立件数が、前年比20%増の割合で増加しており、また、各社会福祉協議会や行政からの講師・相談員依頼も増加しており、これらに対応できる弁護士が求められている。

かかる要請を受け、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会は、委員の定員を70名から100名へと大幅に増員し、当委員会が運営する「オアシス」への登録を、広く呼びかけている。「オアシス」の登録及び業務の概要は以下のとおりである。

◇オアシスについて

「オアシス」とは、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会が運営する、高齢者・障害者総合支援センターである。

◇オアシスの登録について

オアシス登録弁護士の要件は、弁護士経験3年以上で、弁護士賠償責任保険に加入していることである。ただし、弁護士経験3年未満でも「研修登録」ができ、相談や事件の担当はできないが、研修の受講や各種資料配布等の情報提供を受けることができる。研修登録中に、弁護士経験3年以上となれば自動的に本登録へ移行する。相談担当の要件は、指定の研修を3回以上受講していることである。したがって、研修登録中に3回研修を受講して、本登録に移行した場合は、直ちに相談担当となることができる。

◇オアシスの業務

(1) 高齢者・障害者専門法律相談

①来館相談②出張相談③電話相談④国・地方公共団体、その他の団体による相談業務への弁護士の紹介がある。

(2) 財産管理・身上監護支援業務

①財産管理委任契約②任意後見契約③ホームロイヤール契約

依頼人の意思能力の判定制度、担当委員による財産管理等の監督制度がある。

(3) 介護・福祉支援業務

各種社会保障や介護サービス等の給付申請手続の援助、行政機関・サービス供給主体との交渉、行政不服審査法上の不服申立、行政訴訟等。

(4) 精神保健支援業務

精神の障害をもつ人に対する、退院請求・退院命令請求・処遇改善請求等の援助等の他、社会復帰のための環境調整。

(5) 高齢者虐待防止支援業務

高齢者虐待事案の相談、地域包括支援センターへの連絡、虐待の主体に対する内容証明等による警告、成年後見申立等による虐待防止支援。

(6) 成年後見等支援業務

東京家庭裁判所へ「成年後見人等候補者名簿」を提出し、成年後見人等に就任した弁護士に対し助言等を行なっている。

(7) その他の事件の弁護士紹介業務

◇登録弁護士の義務

(1) 審査・承認を受ける義務

受任となる事件については、オアシスの審査部会の審査・承認を受ける必要がある。

(2) 報告義務

着手・終了時の報告、事件が1年以上の長期にわたる場合には、中間報告が必要。財産管理については3ヶ月に1度の定期報告義務がある。

(3) 納付金納付義務等

事件受任の際には、法律相談センターでの受任事件と同様に、納付金を納付する。なお、財産管理委任契約及び任意後見契約は、契約の効力発生後3年間のみ、手数料または月額報酬の10%の納付金が定められている。

「オアシス」への登録は随時受け付けている。登録弁護士の研修会は、10月以降に3～5回を予定している。登録方法や研修の受講などについての詳細は、東弁人権課(TEL.03-3581-2205)までお問い合わせいただきたい。

なお、7月18日の東弁夏期合同研究分科会では、「高齢者・障害者の消費者被害」をテーマに討議を行なうので、登録を考えている会員の方はぜひ参加されたい。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
加藤 真美)